

## 11月 町税納期限のお知らせ

～町税・保険料等は新富町の公共サービスを支える貴重な財源です～

国民健康保険税 第5期  
後期高齢者医療保険料 第5期  
介護保険料 第5期  
保育料 11月期

の納期限は 11月31日(金)です。  
※口座振替日は 11月26日(月)です。

※納期を超過すると、督促料、延滞金  
が加算されます。

納期限内に、納付書裏面に記載してある各金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

また、口座振替を利用されている方は残高の確認をお願いします。

今後とも、期限内納付にご協力をお願いします。

※口座振替日に間に合わなかった方は12月5日(水)に再振替を行います！！

問合せ:税務課(担当) 村岡佑樹<sup>むらおかゆうき</sup> ☎33-6076

## 相続登記はお済みですか？

相続登記をしないですと・・・

- 相続人のうちの一人が亡くなり、更に二次、三次の相続が発生すると、相続人の数が増え、手続がますます難しくなります。
- 土地・建物の売却やローンの手続に時間が掛かります。
- 実際の所有者が分からないため、災害復旧や防災のための工事ができないなどの社会問題となります。

自分の権利を大切にすることはもちろん、次世代の子どもたちのためにも、未来につながる相続登記をしませんか？

詳しくは、法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

○問合せ先 宮崎県地方法務局 ☎0985-22-5124

## 救護施設 清風園 ～「清風園祭」開催のお知らせ～

開催日時:12月8日(土) 10:00～13:00

場 所:救護施設 清風園運動場

内 容: 地域住民の方との交流を目的に清風園祭を開催いたします。清風園祭では、花の苗、新鮮野菜、手芸品など販売いたします。アトラクションでは、地元の一真保育園・下新田保育所園児のマーチングや、ファイブウイングスのバンド演奏、宮崎ひよっこ民話会のひよっこ踊り、高鍋シンカンチャーのエイサーを予定しています。

その他、模擬店コーナーや清風園祭に来られた方全員が対象の大抽選会もありますので、町民の皆様、ぜひお越し下さい。

問合せ先:清風園 (担当) 上田 ☎33-0038

## 法定相続情報証明制度をご存知ですか？

法務局では、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」を開始しています。各種相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に戸除籍謄本等の束と併せて相続関係を一覧にした図(法定相続情報一覧図)を提出していただければ、登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するというものです。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなることから、相続人及び担当機関双方の負担が軽減され、スムーズな相続手続が可能になります。

※詳しくは、法務局ホームページ「法定相続情報証明制度」をご覧ください。

○問合せ先 宮崎県地方法務局 ☎0985-22-5124

## 新富町図書館からのお知らせ

まもなくクリスマスですね！

新富町図書館では、そんなクリスマスにちなんだ楽しいおはなしかいを下記の日程で開催いたします。

皆さん、ぜひお越しください！サンタさんからのプレゼントもあるかも…

○開催日時：平成30年12月24日（月）11:00から11:40まで

○場 所：総合交流センターきらり内 大集会室

○対 象：どなたでもOK

○参加料：無料



問合せ：新富町図書館 ☎32-7878

## 新富町有線ラジオ放送施設 申込み受付中！

新富町では、行政情報や災害時の緊急放送を行う放送端末機（IP告知端末機）を設置しています。また、町内全域に光ファイバー網を整備し、各家庭に高速インターネットが可能な環境を整えています。まだ、申し込まれていない方は、ぜひご検討をお願いします。

※同時に、NTTのひかり電話サービスまたは光インターネットサービスへの申込みも必要となります。

新富町有線ラジオ放送施設は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省）」を利用して運用しています。

問合せ：総務課（担当）川西・田中 ☎33-6501

## じんけん 人権コーナー ～『高齢者にやさしい社会を』～

へいきんじゅみょう のび しょうしか しんこう ともな きゅうそく こうれいか すず なか こうれいしゃ たい ぎゃくたい かいご  
平均寿命の伸びや少子化の進行に伴い急速に高齢化が進む中、高齢者に対する虐待、介護  
ひつよう こうれいしゃ たい ふてきせつ しょう ひとりぐ こうれいか たい あくしつ ほうもんはんばい  
を必要とする高齢者に対する不適切な処遇、一人暮らしの高齢化などに対する悪質な訪問販売な  
こうれいしゃ たい じんけんしんがい おお しゃかいもんだい ほんらい ちょうじゅ よろこ  
ど高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題になっています。本来、長寿とは喜ばしいことで  
あります。そのため、高齢者の方ひとりひとりが住みなれた地域で自立した生活を送ることがで  
きるしゃかい きず  
ける社会を築きましょう。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務課（担当）井下喜仁 ☎33-6002

# 障害者週間について

(障がい福祉通信第 12 号 H30.11.22)

障害者基本法では、12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。行政機関や福祉関係事業者、当事者団体等がこの期間における障がい者への積極的な理解促進や普及啓発活動に取り組んでいます。

## 障害者週間とは

障害者基本法では、その理念として、すべての障がいのある方の「個人の尊厳の重視とその尊厳にふさわしい生活の権利の保障」、「社会構成員のひとりとしての社会、経済、文化等のあらゆる社会活動の参加の保障」を宣言し、「何人も、障害を理由として差別、その他の権利利益侵害を犯してはならない」ことを明確にしています。

国民の間に広く障がい者の福祉について、関心と理解を深め、障がい者があらゆる社会活動へ参加する意欲を高めることを目的に、その取り組みの一つとして、同法第9条により障害者週間の趣旨や期間等が定められています。当期間中、国・地方公共団体・民間関係団体等において、様々な意識啓発に係る活動が展開されることとなります。

(参考：内閣府ホームページより「障害者施策」)



## 障害者週間制定までの経緯

- ・国連総会にて「障害者の権利宣言」が採択される。(昭和50年12月9日)
- ・国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることを決定。(昭和56年)
- ・国連総会にて「障害者に関する世界行動計画」が採択。(昭和57年12月3日)
- ・国連総会にて上記計画の策定を記念し、12月3日を「国際障害者デー」とすることを宣言。(平成4年)
- ・日本でも、障害者基本法が成立し、12月9日を「障害者の日」とすることが規定される。(平成5年)
- ・障害者基本法改正。12月9日を「障害者の日」と定めていた規定を12月3日から12月9日までを「障害者週間」とする規定に改正。(平成16年)

## 新富町における取組について

新富町では、障害者基本法、政府の「障害者基本計画」等を踏まえ、障害者週間中の広報活動(広報車による町内巡回、庁舎内の専用掲示ブース設置など)を実施いたします。地域のすべての方が相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現に向け、今年も上記のような取組を行ってまいります。

★★★ どうぞお気軽にお問い合わせください。★★★

新富町役場 福祉課 社会福祉グループ

電話 (0983) 33-6382



# 聖なる夜の 大人のおはなし会



図書館読み聞かせボランティア「よむよむの森」と図書館スタッフによる、大人のための特別なクリスマスおはなし会です。忙しい毎日を過ごしているあなたに…おはなしを聞きながら、ゆっくりとした自分だけの大人の時間を過ごしてみませんか。

日時：2018年12月22日(土)  
19時～20時

場所：新富町図書館内 資料館

対象：中学生以上  
(中学生は保護者同伴でご来場ください)

定員：先着20名(参加費無料)

※ お申込みは新富町図書館窓口、もしくはお電話にて受け付けております。



【お申込み・お問合せ】

新富町図書館 電話 0983-32-7878